



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *63 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課)
- 教育委員会規則
 - *13 和歌山県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則
 - *14 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則
- 公安委員会規則
 - *14 和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 913 和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総合防災課)
 - 914 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
 - 915 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 916 生活保護法による施術機関の指定(")
 - 917 生活保護法による医療機関の指定(")
 - 918 介護保険法による指定居宅サービス事業者の取消し (長寿社会課)
 - 919 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課)
 - 920 " (")
 - 921 採石業務管理者試験の実施 (砂防課)
 - 922 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 923 港湾施設の概要 (港湾空港振興課)
 - 924 和歌山県警察運転免許証両面複写機貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 選挙管理委員会告示
 - 57 政治団体の設立の届出
 - 58 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 59 政治団体の解散の届出
 - 60 政治団体の収支報告書の要旨
 - 61 衆議院議員総選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等
 - 62 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日

- 公告
 - 入札公告 (総合防災課)
 - " (警察本部)

規 則

和歌山県規則第63号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条の申請等について知事等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

別表食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。(食品衛生法施行条例施行規則の一部改正)
- 2 食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。
第14条第3項中「(以下「証明書類」という。)」及び
ただし書を削る。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を次のように定める。

平成21年7月31日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する特例民法法人(一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の監督（整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除く。）に関する手続について、整備法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号。以下「整備法施行令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認の申請）

第2条 合併をする特例財団法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。以下同じ。）（評議員設置特例財団法人（整備法第48条第3項第3号に規定する評議員設置特例財団法人をいう。）を除く。）は、整備法第67条第2項の規定により吸収合併契約の承認に関する手続の承認を受けようとするときは、吸収合併契約承認手続承認申請書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（特例民法法人の合併の認可の申請）

第3条 合併をする特例民法法人は、整備法第69条第1項の規定により合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（別記第2号様式）（整備法施行令第1条第1項の規定により合併をする特例民法法人が共同して認可の申請をしようとするときは、合併認可申請書（別記第3号様式））に次に掲げる書類を添付して、委員会に提出しなければならない。

- (1) 整備法第69条第3項第1号から第4号までに掲げる書類
- (2) 整備法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる書類
- (3) 合併存続特例民法法人（整備法第69条第1項に規定する合併存続特例民法法人をいう。以下同じ。）における合併後の理事及び監事の名簿

2 前項第2号に規定する整備法施行令第2条第1号に掲げる書類の様式は、別記第4号様式とする。

（特例民法法人の合併の登記の届出）

第4条 合併存続特例民法法人は、整備法第72条第2項の規定により合併の登記の届出をしようとするときは、合併登記完了届出書（別記第5号様式）に当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添付して、委員会に提出しなければならない。

（特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の申請）

第5条 特例財団法人は、整備法第92条の規定により最初の評議員の選任に関する理事の定め認可を受けようとする

ときは、最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請書（別記第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請書には、理事が定めたことを証する書面その他委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

特例財団法人の名称

代表者の氏名 印

吸収合併契約承認手続承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第67条第2項の規定により、吸収合併契約の承認に関する手続について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 吸収合併契約の承認に関する手続
- 2 添付書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

特例民法法人の名称

代表者の氏名 印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 69 条第 1 項の規定により合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項
- 3 合併の相手方となる特例民法法人の合併前旧主務官庁の名称

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この様式は、合併をする特例民法法人が単独で申請する場合に使用すること。
- 3 主たる事務所の所在場所は、字又は町名及び番地まで記入すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 吸収合併契約書
 - (2) 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
 - (3) 合併をする特例民法法人の定款
 - (4) 合併存続特例民法法人の定款の案
 - (5) 別記第 4 号様式の書類
 - (6) 合併後の事業活動の内容を記載した書類
 - (7) 合併後の理事及び監事の名簿

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

合併存続特例民法法人の名称

代表者の氏名 印

合併消滅特例民法法人の名称

代表者の氏名 印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定により合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この様式は、合併をする特例民法法人の合併前旧主務官庁が同一であって、これらの特例民法法人が共同して申請する場合に使用すること。
- 3 主たる事務所の所在場所は、字又は町名及び番地まで記入すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 吸収合併契約書
 - (2) 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
 - (3) 合併をする特例民法法人の定款
 - (4) 合併存続特例民法法人の定款の案
 - (5) 別記第4号様式の書類
 - (6) 合併後の事業活動の内容を記載した書類
 - (7) 合併後の理事及び監事の名簿

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第 5 条第 1 項各号に掲げる額及び同条第 2 項各号に掲げる額

合併存続特例民法法人の名称：

(単位：円)

	合併直後 (A)	合併直前 (B)	差額 ((A) - (B))
負債の部の額	①	②	
資産の部の額	③	④	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 ①から④までの各欄には、それぞれ、次に掲げる金額を記入すること。
 - ① 合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
 - ② 合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
 - ③ 合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
 - ④ 合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

別記第 5 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

合併存続特例民法法人の名称

代表者の氏名 印

合併登記完了届出書

合併の登記を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第72条第2項の規定により、登記事項証明書を添付して届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

特例財団法人の名称

代表者の氏名 印

最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 最初の評議員の選任に関する理事の定め
- 2 添付書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

和歌山県教育委員会規則第14号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月31日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条の申請等について教育委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月31日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条の申請等について公安委員会等の指定す

る方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第913号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務委託

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第10号までに掲げる条件を満たす者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの資格を満たすものであること。

(2) 平成21年6月30日までの過去において、気象庁（管区気象台を含む。）、都道府県、市区町村又は独立行政法人防災科学技術研究所が発注した事業のうち、震度情報を収集し気象庁へ伝達するシステムに接続されている気象庁検定合格を受けた地震計及びその基礎台の新設、更新、移設又は増設に係るいずれかの事業実績を1件以上有する者で、その成果が適正かつ優良であると評価された者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

(3) 担当技術者のうち少なくとも1名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。

コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（情報工學部門又は電気電子部門の情報通信で受験したものの）の資格を有する者

イ 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) 特種情報処理技術者

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) アプリケーションエンジニア

(オ) ネットワークスペシャリスト

(カ) データベーススペシャリスト

(キ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース）

3 資格審査申請書及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては賃借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の(2)に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の(3)に掲げる資格又は認定を証する書類の写し

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアムの協定書を証する写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は要綱附則第4項の規定により入札参加資格を有するとみなされている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のアからオまで、シ及びセに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成21年7月31日（金）から同年8月7日（金）までの和歌

山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4)(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年8月12日(水)午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成21年8月13日(木)から同月17日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

〒640-8262

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

電話番号 073-441-2264

FAX番号 073-422-7652

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年8月25日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) この一般競争入札について参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年9月3日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成21年9月10日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第914号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年7月21日指定した。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛楽園ピュア vol.19	02054-08	徳間書店

コミック	miniパラ ウーマン劇場8月増刊号	11816-8	竹書房
コミック	ロマバラ vol.01	03592-8	竹書房
コミック	Young Love Comic アヤ 8月号	18815-08	宙出版
月刊誌	実話ナックルズ 8月号	04877-8	ミリオン出版
雑誌	CIRCUS MAX 8月号	04099-08	ベストセラーズ
月刊誌	決定版! XX 8月号	13319-8	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 8月号	15279-08	コアマガジン
雑誌	BLACK BOX vol.33	17843-8	三英出版
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル vol.16	02092-8	ぶんか社
月刊誌	実話ドキュメント 8月号	05267-8	竹書房
月刊誌	黄金のGT 8月号	12259-08	晋遊舎
月刊誌	ジェイスパーク 8月号	86257-08	トライマックス
月刊誌	特冊新鮮組DX 8月号	06681-8	竹書房
月刊誌	ピンキーマガジン 7月号	不明	アッシュ

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第915号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
新医85-20	医療法人笹屋内科	新宮市谷王子2-4	平成21.6.1

和歌山県告示第916号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年

法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊柔 13-21	河合純司	かわい鍼灸整骨院	伊都郡かつらぎ町笠田東398-4	平成 21.6.11

和歌山県告示第917号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

新医 87-21	医療法人笹屋内科 外科	新宮市緑ヶ丘三丁目1 番1号	平成 21.6.1
-------------	----------------	-------------------	--------------

和歌山県告示第918号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号の規定に基づき公示する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番 号	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	取 消 年 月 日
3070104264	株式会社すみれ	和歌山市府中18-1	河部直樹	訪問介護すみれ	和歌山市府中18-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.7.16

和歌山県告示第919号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に

より公告する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	失効した 年 月 日
和歌山県 第511号	肉かす粉末	10.0獣肉搾粕粉 末	窒素全量 10.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮 807	平成 21.3.19
和歌山県 第512号	肉骨粉	8.0獣肉骨粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮 807	平成 21.3.19

和歌山県告示第920号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に

より公告する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	失効した 年 月 日
和歌山県 第597号	肉かす粉末	12.0高圧脱脂獣 肉粕粉末	窒素全量 12.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮 807	平成 21.6.30
和歌山県 第598号	肉かす粉末	11.0高圧脱脂獣 肉粕粉末	窒素全量 11.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮 807	平成 21.6.30

和歌山県告示第921号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により第38回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成20年10月9日(金)午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階中会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成21年8月3日(月)から同年9月14日(月)までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

各振興局建設部用地・管理課(海草振興局建設部、東牟婁振興局申本建設部を除く。)

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票(返信用50円切手をはり付けること。)

ウ 写真(手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(3) 受験手数料

8,000円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便又は配達記録郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成21年9月7日(月)から同月15日(火)まで。

なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成21年10月30日(金)

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 10月30日付けの和歌山県報に合格者の受験番号を登載するとともに、受験者に対し郵送により合否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1週間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

6 問い合わせ先

和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

各振興局建設部用地・管理課(海草振興局建設部、東牟婁振興局申本建設部を除く。)

和歌山県告示第922号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3063	海南市船尾字中濱260-276、字築地704-136の一部	和歌山市太田479-3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 21.7.22	4.00	27.50

和歌山県告示第923号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218

号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

日高港港湾施設

種類	名称	位置	数量
緑地	塩屋緑地	御坊市塩屋町塩屋	13,000平方メートル

供用開始年月日

平成21年8月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び日高振興局建設部に備え付ける。

和歌山県告示第924号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察運転免許証両面複写機賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察運転免許証両面複写機賃貸借

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年7月31日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) この入札に係る業務と同規模以上の業務の契約を告示日から過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ この入札に係る業務と同規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者又は情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格を有し、競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年7月31日（金）から同年8月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、

その後は、平成21年8月11日（火）午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 交通センター1階 会議室

(2) 日時

平成21年8月7日（金）午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年8月3日（月）から同月20日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8588

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、郵便により平成21年8月26日（水）

までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年9月2日（水）までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成21年9月7日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
まもる会（えんどう守後援会）	土屋慶矩	遠藤尚子	紀の川市貴志川町北山456-12	平成21.6.2
みなとゆうこ後援会	玉置能史	内田進一	田辺市栄町23 秋ぜんビル1F	平成21.6.17
斉藤昌宏後援会	堀内令司	張吉祥二	和歌山市堀止西2丁目1-6 メゾン堀止1階	平成21.6.18
久保美也子後援会	中谷守宏	丸山芳孝	紀の川市尾崎225-3	平成21.6.18
松本みつお後援会	和田美文	船谷武弘	新宮市新宮551の13	平成21.6.26

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
幸福実現党和歌山県本部	斉藤昌宏	張吉祥二	和歌山市堀止西2丁目1-6 メゾン堀止1階	衆議院議員	平成21.6.18
幸福実現党和歌山県紀北支部	久保美也子	丸山芳孝	紀の川市尾崎225-3	衆議院議員	平成21.6.24
幸福実現党和歌山県紀南支部	湊侑子	内田進一	田辺市栄町23 秋ぜんビル1F	衆議院議員	平成21.6.24

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
愛和懇談会	会計責任者	谷口政治	向井登	平成21.7.1	政治団体	
全日本不動産政治連盟和歌山県本部	代表者	坂本俊一	四宮要三	平成21.7.2	政治団体	
	会計責任者	岩瀬栄次	来栖末和	平成21.7.2	政治団体	
新・新宮市の会	主たる事務所の所在地	新宮市磐盾2-58	新宮市緑ヶ丘1-8-23	平成21.7.2	政治団体	
山下なおや後援会	代表者	藤本弘	楠見宗弘	平成21.7.3	政治団体	
まなご充敏後援会（真清会）	主たる事務所の所在地	田辺市新万17-5	田辺市朝日ヶ丘17-13 本多ビル1階	平成21.7.6	政治団体	
自由民主党和歌山県トラック支部	代表者	龍田潤三	日下善右衛門	平成21.7.7	政党支部	
	会計責任者	和佐純宏	松田孝一	平成21.7.7	政党支部	
和歌山県トラック運送事業政治連盟	代表者	龍田潤三	日下善右衛門	平成21.7.7	政治団体	
	会計責任者	和佐純宏	松田孝一	平成21.7.7	政治団体	
自由民主党清水支部	政治団体の名称	自由民主党清水支部	自由民主党清水町支部	平成21.7.7	政党支部	
	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町粟生812-6	有田郡有田川町清水979-6	平成21.7.7	政党支部	
	会計責任者	前北敏夫	堀口昌宏	平成21.7.7	政党支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
笹朝一後援会	中家芳英	平成21.6.11	平成21.6.11
松本みつお後援会	和田美文	平成21.6.26	平成21.6.26
戸田隆を励ます会	森下博	平成21.6.29	平成21.6.29

宮本晴生後援会	宮本幸一	平成21.6.30	平成21.6.30
愛和懇談会	桶谷栄次	平成21.7.1	平成21.7.1

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	松本みつお後援会		
報告年月日	平成21年6月26日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの (イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	笹朝一後援会	松本みつお後援会	戸田隆を励ます会	宮本晴生後援会	愛和懇談会
報告年月日	平成21年3月12日	平成21年6月26日	平成21年6月29日	平成21年6月30日	平成21年7月1日
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
1 収入総額	74,577	0	0	0	0
ア 前年繰越額	74,577	0	0	0	0
イ 本年収入額	0	0	0	0	0
2 支出総額	0	0	0	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあっせんによるもの				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳				
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費				
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)					

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成21年8月30日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成21年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

- 1 基準となる日 平成21年8月17日。ただし、年齢については平成21年8月30日
- 2 登録を行う日 平成21年8月17日
- 3 縦覧に供する日 平成21年8月18日

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第2項の規定により、平成21年8月30日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成21年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

平成21年8月18日

公 告

入 札 公 告

和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成21年度
 - (2) 調達業務の名称
和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務委託
 - (3) 業務委託の内容
入札説明書による
 - (4) 事業場所
和歌山県全域
 - (5) 契約期間
契約締結日から平成21年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成21年和歌山県告示第913号に規定する和歌山県震度

情報ネットワークシステム再整備業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び日時
平成21年7月31日(金)から同年8月7日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で提示する。
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時
(1) 入札説明書は平成21年7月31日(金)から同年8月7日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で交付する。
(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成21年8月12日(水)午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。回答については、平成21年8月26日(水)までに全員に電子メールにて回答する。
- 5 書類等の配布及び受付の場所
〒640-8262
和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地(和歌山県庁南別館(和歌山県防災センター)3階)
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
電話番号 073-441-2264(直通)
FAX番号 073-422-7652
メールアドレス 0114001@pref.wakayama.lg.jp
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地
和歌山県庁南別館(和歌山県防災センター)3階
防災対策室B
イ 入札日時
平成21年9月11日(金)午後3時から
ウ 開札場所
アと同じ。
エ 開札日時
イと同じ。
(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年9月11日(金)午前11時までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額

に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合においては、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムと契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかが上記の無効とする入札に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で10の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地(和歌山県庁南別館(和歌山県防災センター)3階)

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

電話番号 073-441-2264(直通)

FAX番号 073-422-7652

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction of Earthquake Information Network System in Wakayama Prefecture

(2) Date/time of tender :

3:00 p.m., 11 September 2009(Deadline for bids submitted by mail ; 11:00 a.m. 11 September 2009)

(3) Contact point for the notice :

Comprehensive disaster prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2264

入札公告

和歌山県警察運転免許証両面複写機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成21年度

(2) 業務の名称及び数量

和歌山県警察運転免許証両面複写機賃貸借 6台

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務期間

平成22年1月1日から平成26年12月31日まで

(5) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第924号に規定する和歌山県警察運転免許証両面複写機賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部運転免許課（以下「免許課」という。）

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

(2) 期間

平成21年7月31日（金）から同年8月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、免許課に対して平成21年8月11日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 交通センター1階 会議室

(2) 日時

平成21年8月7日（金）午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西1番地 交通センター1階 会議室

イ 入札日時

平成21年9月11日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額

の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない免許課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課出納係

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通

貨は、日本語及び日本国通貨とする。